

平成 18 年 6 月 吉日

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会  
会員の皆様へ

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会  
総務委員会委員長 伊藤克博

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則の改正案について（お知らせ）

時下、益々御清祥のことと存じます。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算につきましては、これまで新年度が始まって半年以上経った総会で承認されており、この件に関して、平成 15 年度以降役員会で議論され研究されてきました。この度、別紙にあります全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則の改正案を本年 11 月開催予定の岡山総会で提案することとなりました。

この改定案は、平成 17 年度総会で承認された「研修会＋総会＋大会の一括開催方式」での開催に伴う「会計年度と総会開催時期のタイムラグの問題」の解消を目的に、事業計画及び収支予算等を役員会の承認を得て決定し、また、総会での報告、ご承認をいただく内容となっています。

会員の皆様にこれまでの経緯をお知らせするとともに、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会にとって最も重要な会則の改正でありますので、総会に参加される前に十分ご検討いただくようこの書面をもってご通知させていただきます。

なお、この改正案の内容にご意見等ございましたら、7 月 3 日（月）までに総務委員会事務局あてご連絡いただきたいと思います。

総務委員会事務局愛知県公文書館  
〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目 3 番 2 号  
担当 原・柴山・家田 電話 052-954-6025 FAX 052-954-6902  
E-mail kobunshokan@pref.aichi.lg.jp

## 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則の一部改正案

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則の一部を次の新旧対照表のとおり改正し、平成〇〇年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p><u>第 16 条</u> この会の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、役員会の承認を得て決定する。</p> <p>2 <u>事業計画及び収支予算については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。</u></p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p><u>第 17 条</u> この会の事業報告及び収支決算については、会長が作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を得て決定する。</p> <p>2 <u>事業報告及び収支決算については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。</u></p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第 18 条</u> 略</p> <p>(会則の変更)</p> <p><u>第 19 条</u> 略</p> <p>(規定外事項)</p> <p><u>第 20 条</u> 略</p>	<p>(会計年度)</p> <p><u>第 16 条</u> 略</p> <p>(会則の変更)</p> <p><u>第 17 条</u> 略</p> <p>(規定外事項)</p> <p><u>第 18 条</u> 略</p>

## 会則改正に至る経緯

全史料協会会長から付託された懸案課題

全史料協総務委員会  
(平成 17 年 3 月 15 日提出)

総会の開催時期について (報告)

発 端 :

- 平成 15 年 11 月 19 日の第 29 回全史料協宮城大会総会
  - ・会員より総会の開催時期について「監査報告を見ると 5 月 22 日付けであり、本日 (11/19) までに約 6 ヶ月が経過しており、この間、新年度予算も執行されている。総会の開催を全国大会と分けることも検討すべきと思うので、この点についてもご留意いただきたい。」との意見が出る。  
→議長が「意見・要望として、委員会で慎重に検討します。」と回答。
  - ・この問題について、平成 15 年 12 月 22 日付けで会長事務局より依頼があり、さらに、同月 25 日付け文書で全史料協会会長から総務委員会委員長へ懸案課題として付託される。

検討経過 :

- 平成 16 年 1 月 22 日の第 3 回総務委員会 (於、神奈川県)
  - ・この懸案課題を協議し、1 月下旬会長事務局へ次のとおり回答。
    - \* 手続上は、やはり春から夏前に総会を開催するのが本筋ではないか。
    - \* 総会は春から夏に行い、研修会・研究大会は秋に行うという、現在の秋の総会・研修会・大会を分割する案も考えられるが、開催場所の問題、大会日程の問題とも絡んでくる。
    - \* 例えば、総会だけを春から夏に別途行った場合、参加者が少なくなる可能性がある。よって講演会を同時に行うとか、役員会や各委員会を同一日に設定するなどの工夫も必要であろう。また、大会企画や研修・研究の各委員会との調整も必要である。
    - \* この問題は、すでに全史料協会会長から付託されている懸案事項 (全国大会の開催地選定のあり方) とも関連するので、総務委員会としては引き続き、併せて検討課題としていきたい。
- 平成 16 年 2 月 13 日の第 3 回役員会 (於、京都府)
  - ・総務委員会の答申に対し、この懸案課題を会長からの提出議題として協議し、役員から次のような意見が出る。
    - \* 本来は総会を年度の早い時期に行うのが良いが、大会と切り離した場合、参加者が少なくなるという危惧だけでなく、機関から職員を公費で総会だけに出張させるという理由付けに困難が生じるようになる。
    - \* 大会と総会を切り離すと、準備や会場が 2 回必要になり企画・運営主体の見直しも検討して欲しい。
    - \* 参与より、この問題は会が結成されたとき以来懸案になっていることであるが、現実的には色々と難しい面があり、秋の大会時になってしまっているという現実がある、との話があった。
  - ・役員会における協議の結果、総会開催時期については、開催地選定のあり方とも密接に関係しており、総務委員会で検討している経緯も踏まえ、総務委員会で今後検討し、大会企画委員会の所掌事務にも関連するので、大会企画委員会の協力のもとに、最終的な方向を検討することで了承された。
- 平成 16 年 3 月 4 日の第 4 回総務委員会 (於、群馬県)

- ・従来どおりの総会・大会一括開催と総会・大会分離開催の両案を基に、それぞれのメリット・デメリット等を具体的に提示したが、時間切れで本懸案は次年度へ持ち送りとなる。
- 平成16年7月16日の第1回総務委員会（於、東京都）
  - ・事務局よりこの懸案課題について、これまでの経過を報告し意見を求めたところ、総務委員会事務局で具体的なシミュレーションを示し、それを基に次回引き続き協議することになる。
- 平成16年12月2日の第2回総務委員会（於、埼玉県）
  - ・事務局より総会・大会一括開催と分離開催の両案による時期・場所・構成・メリット・デメリットを整理した素案を提示して協議した結果、委員の意見を一本化することはできなかったが、この問題は正論であり、総務委員会としても真撃に受けとめ、現状を改善する方向で検討すべきということになり、次回の総務委員会では事前に各委員の意見をペーパーで提出してもらい、それを基に協議し、平成16年度中にある程度の方向性を示すことになる。
- 平成17年2月17日の第3回総務委員会（於、東京都）
  - ・事前に各委員から提出されたペーパーを基に協議したが、委員の意見が分かれ、現状では一本化することは困難という結論に達し、総務委員会では一本化しない（両論併記）で、いくつかの案を示し、その案ごとの問題点や長・短所などをまとめ、会長事務局へ今年度中に一応区切りをつける形で提出することになった。
- 【第1案】（従来どおり、研修会＋総会＋大会の一括開催方式）
- 【第2案】（総会と研修会・大会の分割開催方式）

#### その後の経緯

- 平成17年5月19日の第1回役員会（於、愛知県）
  - ・平成17年3月15日に両論併記を総務委員長より会長あてに提出した旨を報告した。
- 平成17年7月11日の第1回総務委員会（於、愛知県）
  - ・役員会での検討結果を待つことを確認した。
- 平成17年9月16日の第2回役員会（於、東京都）
  - ・会長事務局より第1案の「研修会＋総会＋大会の一括開催方式」での開催が提案され、承認される。
- 平成17年11月9日の全史料協福井大会総会
  - ・「研修会＋総会＋大会の一括開催方式」での開催が承認された。それに伴う、「会計年度と総会開催時期のタイムラグの問題」は「制度改正」の方向で検討するよう総務委員会に下命された。
- 平成17年12月21日の第2回総務委員会（於、愛知県）
  - ・制度改正について検討し、事業計画及び予算の承認を役員会の議決事項にすることで役員会に提案することを決定した。
- 平成18年2月14日の第3回役員会（於、岡山県）
  - ・総会の開催時期の決定に伴う制度改正の方針内容について了承され、総務委員会に会則改正について検討するよう下命された。